

評価項目一覧表

中期目標期間評価		
大	中	項目 No.
第1 中期目標の期間		
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1	良質で安全な医療の提供	
	(1) 高度な医療の提供	
	(2) 救急医療の提供	
	(3) 採算性が低い医療の提供	
	(4) 健診体制の充実	
	(5) 医療安全対策等の強化	
	(6) 女性と子どもに優しい病院づくり	
	(7) 高齢者に配慮した医療の充実	
	(8) 患者の視点に立った医療の実施	
2	医療に関する調査および研究	
3	人材の確保と育成	
	(1) 医療職の人材の確保	
	(2) 人材育成	
4	地域医療への貢献	
	(1) 地域の医療機関等との連携強化	
	(2) 教育研修の推進	
	(3) 市民への保健医療情報の提供・発信	
5	災害時の体制強化	
第3 業務運営の改善および効率化に関する事項		
1	経営企画・分析力の向上	
2	外部評価	
3	効率的な診療体制の構築	
4	経費の節減	
5	医療収入の確保	
	(1) 診療報酬請求事務の体制強化	
	(2) 未収金対策の強化	
第4 財務内容の改善に関する事項		
5	短期借入金の限度額	
6	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	
7	その他の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
8	剰余金の使途	
9	料金に関する事項	
第5 その他業務運営に関する重要事項		
1	法令・行動規範の遵守	
2	新たな人事制度の構築	
第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項		
1	施設および設備に関する計画	
2	中期目標の期間を超える債務負担	
	(1) 移行前地方債償還債務	
	(2) 長期借入金償還債務	
3	積立金の処分に係る計画	

中期目標期間評価	
大項目	小項目数
1 良質で安全な医療の提供	25
2 医療に関する調査および研究	1
3 人材の確保と育成	4
4 地域医療への貢献	5
5 災害時の体制強化	1
6 業務運営の改善および効率化に関する事項	6
7 財務内容の改善に関する事項	1
8 その他業務運営に関する重要事項	6
計	49

年度計画評価		
26年度計画		項目 No.
大	中	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	良質で安全な医療の提供	
	(1) 高度・専門医療の提供	
	ア がんへの対応	1
	イ 脳卒中への対応	2
	ウ 急性心筋梗塞への対応	3
	エ 糖尿病への対応	4
	オ 精神疾患への対応	5
	(2) 救急医療の提供	6
	(3) 採算性が低い医療の提供	
	ア 結核医療	7
	イ 精神医療	8
	(4) 健診体制の充実	9
	(5) 医療安全対策等の強化	
	ア 医療安全対策の強化	10
	イ 院内感染防止対策の強化	11
	(6) 女性と子どもに優しい病院づくり	
	ア 女性に優しい病院づくり	12
	イ 小児医療体制の充実	13
	ウ 産科医療の充実	14
	エ 遺伝カウンセリング外来の運営	15
	オ 病児保育施設の設置・運営	16
	(7) 高齢者に配慮した医療の充実	17
	(8) 患者の視点に立った医療の実施	
	ア 患者や家族の権利の尊重	18
	イ 患者サービスの向上	
	ア 患者待ち時間の短縮	19
	イ 患者満足度調査の実施	20
	ウ 接遇に関する研修の実施	21
	エ 院内環境の整備	22
	オ 病院ホームページの充実	23
	カ 院内行事の実施	24
	(9) 病院改築等に関する調査、検討	25
2	医療に関する調査および研究	26
3	人材の確保と育成	
	(1) 医療職の人材の確保	
	ア 医師	27
	イ 看護師	28
	ウ 医療技術者	29
	(2) 人材育成	30
4	地域医療への貢献	
	(1) 地域の医療機関等との連携強化	31
	(2) 教育研修の推進	
	ア 研修医の育成	32
	イ 実習生の受入れ	33
	ウ 専門医等の育成	34
	(3) 市民への保健医療情報の提供・発信	35
5	災害時の体制強化	36
第2 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	経営企画・分析力の向上	37
2	外部評価	38
3	効率的な診療体制の構築	39
4	経費の節減	40
5	医療収入の確保	
	(1) 診療報酬請求事務の体制強化	41
	(2) 未収金対策の強化	42
	(3) 7:1入院基本料の要件変更への対応	43
	(4) 医療外収入の確保	44
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画および資金計画		
第4 短期借入金の限度額		
第5 出資等に係る不要財産等の処分に係る計画		
第6 その他の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
第7 剰余金の使途		
第8 その他業務運営に関する重要事項		
1	法令・行動規範の遵守	46
2	新たな人事制度の構築と就労環境の整備	
	(1) 新たな人事制度の構築	47
	(2) 就労環境の整備	
	ア 多様な勤務形態について検討し、職員にとって働きやすく、働きがいのある就労環境の整備に向けての取組を推進します。	48
	イ 院内保育所を設置・運営し、職員の育児を支援します。	49
	ウ 職員の健康保持のため、メンタルヘルスを含む健康相談体制を整備します。	50
3	移行前の退職給付引当金に関する事項	51
第9 その他市の規則で定める業務運営に関する事項		
1 施設および設備に関する計画		

年度計画評価	
大項目	小項目数
1 良質で安全な医療の提供	25
2 医療に関する調査および研究	1
3 人材の確保と育成	4
4 地域医療への貢献	5
5 災害時の体制強化	1
6 業務運営の改善および効率化に関する事項	8
7 財務内容の改善に関する事項	1
8 その他業務運営に関する重要事項	6
計	51